

企画競争実施の公示

平成21年4月17日
国土交通省都市・地域整備局長 加藤 利男

下記のとおり、企画提案書の提出を求めます。

記

1 業務概要

- (1) 業務名 平成21年度半島らしい暮らし・産業創生調査業務
- (2) 業務目的 本調査では、半島地域の取組主体に対する適切な助言や取組主体の相互の連携体制の構築等を行うことを通じて、半島らしい暮らし・産業の創生に主体的に取り組んでいく活動モデルを構築していく実証調査を行い、効果を検証するものである。
- (3) 業務内容 ①各地域での取組の運営・実行
②取組の推進に向けたサポートの実施
③取組主体相互の交流・連携の推進
④成果の取りまとめ、分析等
- ※その他詳細は業務説明書による
- (4) 履行期限 平成22年3月19日(金)を予定

2 企画競争参加資格及び業務実施上の要件

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (2) 国土交通本省における役務の提供等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと
- (4) 業務実績等に関する要件
- ・ 管理者に必要とされる類似業務の実績
管理者は、下記に示す類似業務について、過去1件以上の実績を有さなければならない。
類似業務：条件不利地域等の地域振興に関する業務
 - ・ 管理者、担当者の手持ち業務量
平成21年4月1日現在(特定後未契約のものを含む)において、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。なお、手持ち業務は契約金額が500万円以上の業務を対象とし、特定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

3 手続等

(1) 担当部局

国土交通省都市・地域整備局地方振興課半島振興室(担当)鹿野 美知子
所在地 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3(合同庁舎3号館)
TEL 03-5253-8111(内線33-254) FAX 03-5253-1588

電子メール kano-m296@mlit.go.jp

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - ①期間 平成21年4月17日から平成21年4月27日まで
 - ②場所 上記担当部局
 - ③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
 - ①期限 平成21年4月28日18時00分まで
 - ②場所 上記担当部局
 - ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)。
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。
 - ・使用可能なソフトは以下のとおりとすること。
「Just System 一太郎 2004」「Microsoft Word2003」「Microsoft Excel2003」「Adobe Acrobat Reader4.0」の形式に限る。
 - ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
 - ・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された企画提案書の印刷は白黒で行う。
- (4) 説明会の有無、日時及び場所等
説明会は実施しない。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
ヒアリングを実施しない。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、その提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容について、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年、法律第42号)に基づく、開示請求があった場合は、その提案者の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものは、開示対象となる場合がある。特定しなかった提案書は、電子媒体で提出があったものは原則データを削除し、紙媒体で提出されたものは、原則細断処分する。なお、返却を希望する場合はその旨を、提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 詳細は説明書による。